寝屋川市こども部保育課長

寝屋川市外の保育所等を利用している児童に係る給食費無償化 の実施期間の延長について

標題の件につきまして、令和5年4月1日から令和5年7月31日までの間、本市に居住する児童の保育所等における給食費の無償化を実施しておりますが、本事業については令和5年12月31日まで実施期間を延長することとしましたので、お知らせいたします。

1 給食費無償化の期間

令和5年4月1日(土)から令和5年12月31日(日)まで

2 対象者

保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等、幼稚園、認可外保育所に通っている本市に居住する3歳児クラスから5歳児クラスの児童の保護者

- ※ 各月初日時点(月途中で入所された場合は入所日時点)で本市に住民票が ある児童の保護者が対象です。
- ※ 認可外保育所については、月極契約等、継続して利用する児童に限ります。
- ※ 満3歳児の1号認定(新1号認定)の児童を含みます。

3 手続等

在籍施設に対して給食費を一旦お支払いいただいた後、本市に給食費無償化補助金の申請をいただくことで、実際に施設にお支払いされた給食費の金額を本市からお支払いいたします。

※詳細については、別紙のとおり。

572-8533

大阪府寝屋川市池田西町 28 番 22 号 寝屋川市こども部保育課

TEL: 072-812-2552 (直通)